

廿日市市災害時協力井戸登録制度実施要綱

令和6年12月20日

告示第271号

(目的)

第1条 この要綱は、災害時において生活用水を被災者等に供給するため、市内にある生活用水の供給が可能な井戸を災害時協力井戸として登録し、もって災害時における生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害時」とは、震災等の大規模災害により上水道等の断水が生じた状況をいう。
- (2) 「生活用水」とは、飲用以外のトイレ、掃除、洗濯等に使用する水をいう。
- (3) 「災害時協力井戸」とは、災害時に生活用水を避難者等に提供可能な井戸として、井戸の所有者の了承を得て、市に登録されたものをいう。

(登録の要件)

第3条 災害時協力井戸として登録する井戸は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に所在する井戸であって、現在使用しており、今後も継続的に使用が可能なものであること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 井戸水をくみ上げるためのポンプ、つるべ等があること。
- (4) 井戸枠等が設置されており、安全に使用できること。
- (5) 生活用水としての利用が可能な水質(無色透明・無臭を基本とする。)であること。

(6) 地域住民に広く周知を行うため、井戸の所在情報等を公表することについて、井戸の所有者及び管理者の同意が得られること。

(登録の手続き)

第4条 災害時協力井戸の登録を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、災害時協力井戸登録申出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の登録申出書を受理したときは、現地調査等必要な調査を行い、登録の可否を決定するとともに、申出者に対し、災害時協力井戸登録可否決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を受けた申出者（以下「登録者」という。）に対し、登録標識を交付するものとする。

(標識の掲示)

第5条 前条第3項の登録標識を交付された登録者は、災害時において、利用者が見えやすい場所に掲示することとする。

2 市長は、登録者から、交付された登録標識を紛失、破損等の申し出があった場合は、災害時協力井戸登録標識再交付届出書（様式第3号）の申請を受け、登録標識を再交付するものとする。

(登録の変更)

第6条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、災害時協力井戸登録変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合、登録内容を変更するものとする。

(登録の解除)

第7条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を解除するものとする。

(1) 登録者から災害時協力井戸登録解除申出書（様式第5号）の提出があったとき。

(2) 第3条各号に掲げる登録の要件を満たさなくなったとき。

(3) その他市長が災害時協力井戸として登録することが適当ではないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を取り消したときは、災害時協力井戸登録解除通知書（様式第6号）により、当該登録者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた登録者は、交付された登録標識を市長に返還するものとする。

（登録者の遵守事項）

第8条 第4条の規定により登録の決定を受けた登録者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 井戸水は公平に提供すること。
- (2) 利用者に飲用として提供しているものではない旨伝えること。
- (3) 井戸が使用不可の場合は市長へその旨を伝えること。

（災害時協力井戸の利用における遵守事項）

第9条 災害時に災害時協力井戸を利用しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 災害時協力井戸の提供は、登録者の善意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。
- (2) 災害時協力井戸の利用は、登録者があらかじめ指定する時間のみ可能とすること。ただし、登録者の承諾が得られたときは、この限りでない。
- (3) 登録者から災害時協力井戸に関する管理運用上の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

（免責）

第10条 災害時協力井戸の利用により、利用者の身体又は所有する物品に被害を被った場合、提供者の故意による場合を除き、提供者はその責任を負わないものとする。

（公表）

第11条 市長は、災害時協力井戸の所在情報等について、登録者の承諾を得た範囲で公表を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

様式 略